

**大阪市長居障がい者スポーツセンター指定管理者指定申請に関する
質問への回答**

質問内容	回答内容
長居障がい者スポーツセンターと舞洲障がい者スポーツセンターは、両センターとも基本的に大阪市全域を対象とする施設であり、現在、スポーツ教室や各種大会等の開催、人材の育成などの面において連携し、補完し合うことによって効果的な運営が行われています。 障がいの様々な特性やパラスポーツの多岐にわたる競技種目があるなかで、両センターの施設機能とそれぞれの限られた人材の専門性と知見を統合した事業運営を行うことは、大阪市をはじめ、各区や日本パラスポーツ協会、各種競技団体等と連携した障がい者スポーツ振興を推進していくうえで極めて重要であり、不可欠と考えます。 こうした考え方のもと、事業計画については、各センターが別個で取り組むことは効果的・効率的でなく、両センターが連携し補完し合うことを前提にして、提案させていただくことは差し支えないでしょうか？	今回の大阪市長居障がい者スポーツセンターの指定管理者の募集においては、募集施設を大阪市長居障がい者スポーツセンターのみとしており、様式9及び様式10により提案を求める事業計画等も大阪市長居障がい者スポーツセンターのみを運営するための具体的な事業内容を想定しております。よって、当該事業計画等の内容が、すべて、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの指定管理者となって両施設を一体的に運営することを前提としたものであることは差し支えます。 なお、大阪市長居障がい者スポーツセンターと大阪市舞洲障がい者スポーツセンターは、同一条例に基づき設置したものであり、設置目的が共通する施設であることから、本市としては、両センターの連携は重要であると考えております。 今回、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの指定管理者の募集も同時に実施しているところ、それらの募集における事業計画等の提案において、それぞれ単独で各施設を運営する内容の事業計画等を提案いただいたうえで、その内容に他方の施設との連携を盛り込むことや仮に両施設の指定管理者となった場合にそれぞれが連携し補完し合うことを前提とした事業を実施すること等を追加で提案をいただくことについては差し支えありません。